

社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役は、当社に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

- (1) 本人が、現在または過去 10 年間に於いて、当社および当社の子会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の役員（業務を執行する者に限る。）または使用人でないこと。
- (2) 本人が、現在または過去 3 年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 当社の業務執行者が役員に就任している、または過去 3 年間に於いて役員に就任していた他の会社の業務執行者（*1）
 - ② 当社の大株主（直接・間接に 10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
 - ③ 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
 - ④ 当社の主要な借入先（*2）の業務執行者
 - ⑤ 当社グループの主要な取引先（*3）の業務執行者
 - ⑥ 当社グループより、役員報酬以外に年間 1,000 万円を超える報酬を受領している法律、会計、税務等の専門家、コンサルタントその他の者
 - ⑦ 法律、会計、税務、コンサルティングその他の専門的サービスを提供する法人、組合等の団体であつて、主要な取引先にあたる団体のパートナーその他業務を執行する者
 - ⑧ 一定額を超える寄付金（*4）を当社グループより受領している団体の業務を執行する者
- (3) 本人の配偶者、二親等内の親族または生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。
 - ① 現在または過去 3 年間に於ける当社グループの業務執行者
 - ② 現在、上記 (2)①～⑧に該当する者

以上

（注）

- *1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者に限る。）および執行役員等の重要な使用人をいう。
- *2 主要な借入先とは、連結総資産（連結子会社がない場合は当社の総資産）の 2%以上に相当する金額の借入先をいう。
- *3 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上額の 2%の金額を超える取引先をいう。
- *4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間 1,000 万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の 2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

制定年月日：

2015 年 4 月 8 日

改定年月日：

2026 年 2 月 10 日